



多子世帯学校給食費助成事業のお知らせ

申請の受付は
12月28日(水)まで!

12月10日(土)

休日窓口を開設します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、多子世帯（3人以上の子がいる世帯）の児童生徒の保護者に対し、令和4年度分学校給食費を助成します。助成を受けるには申請が必要となりますので、条件に該当する方は申請書を提出してください（窓口受付のみ、郵送不可）。

●受付期間

12月28日(水)まで（12月10日(土)以外の土日祝除く）

9:00～17:00（12:00～12:45までは除く）

12月10日(土)9:30～17:00（12:00～13:00までは除く）

※上記期間での受付場所：市役所別館3階 食育・給食課

◆助成金額

小学校低学年（1～3年）→一律 年額 47,000円

小学校高学年（4～6年）→一律 年額 49,000円

中学生（中学校給食を利用の場合）→実費の半額

※就学援助費・特別支援就学奨励費の学校給食費支給額を上回っている場合のみ、その差額を助成します。

助成の要件や申請時に必要なもの等、詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。



対象となる例

- ①「中学3年、小学6年、小学3年」の子がいる場合、3人が対象。
- ②「小学3年、幼稚園、1歳」の子がいる場合、小学3年の1人が対象
- ③「高校2年、中学1年、小学2年」の子がいる場合、中・小学生の2人が対象



問合せ：食育・給食課

就学援助費（新入学用品費）の 早期支給申請

今年度より申請受付期間と支給日が早くなりました

令和5年4月に小学校、中学校へ入学・進級予定児童生徒の保護者の方を対象に、希望者に新入学用品費を令和5年2月に支給します。

対象者

羽曳野市立の小学校、中学校へ入学・進級予定児童生徒の保護者の方で、次の①②全てに該当する方

- ①申請時に羽曳野市に在住し、令和5年4月より羽曳野市が設置する学校に就学予定の児童生徒の保護者
- ②令和4年12月末現在「令和4年度 就学援助制度」の受給認定者、もしくは受給資格に該当する方

※小学校及び中学校には、義務教育学校前期および後期課程を含みます。

支給額：小学校 54,060円、中学校 60,000円（予定）

支給日：令和5年2月中旬

受付場所：学校教育課

受付期間：令和4年12月1日(木)～28日(木)まで

持ち物：受給認定者の方は①振込先がわかるもの（通帳など）それ以外の方は上記および②認定資格を証明するもの

詳細は羽曳野市ウェブサイトをご覧ください。

問合せ：学校教育課 ☎ 072-947-3907（直通）

備えよう!!

Vol.3

～明日くるかもしれない災害に～

家庭での備え 災害時の行動編

大きな災害が発生すると、電話回線が混雑するなどして、家族などの安否をすぐに確認できない場合があります。そのため、災害発生時に取るべき行動について、家族などと事前に話し合いを行い、それに沿って行動を取ることが大切です。普段からそれぞれの生活時間帯に合わせてさまざまなケースを想定し、避難場所や経路および安否確認方法などを相談しておきましょう。

（例）

- ・避難場所や地域の防災拠点、家族との集合場所、また必要な連絡先等をメモしておく。
- ・災害時の自宅から避難場所までの道のりを確認しておく。
- ・自分の住所、氏名、連絡先等を記載したカードを作成し、普段から携帯しておく。

災害時応援協定の締結状況（10月）

大規模災害時に応急対応が行えるよう、各種事業者等と協定を結んでいます。

- ・株式会社北村建設（10月17日締結）
- ・株式会社和田設備（10月17日締結）